

対象科目	基準（上限）	提出する証拠書類	備考
謝金	<p>医師 50,000円 / 日・名</p> <p>-----</p> <p>看護師 12,000円 / 日・名</p> <p>-----</p> <p>その他運営役員 9,000円 / 日・名</p>	<p>・領収書（または銀行振込伝票）</p> <p>・各競技団体が定める支給基準等資料 訂正する場合は、訂正者の訂正印を押印すること。</p>	<p>・証拠書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 （「市町村名」や「市町村 連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外とする。）</p> <p>・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入すること。</p> <p>・源泉徴収を行うこと。 源泉徴収については所管税務署の指導に基づき処理すること。</p> <p>・基準上限額を超えた場合は、超過分を対象外とする。</p> <p>・謝金の対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。</p> <p>・「日当」は対象外とする。</p> <p>・謝金は必ず支給対象者個人に支払うものとし、学校等への一括振込は対象外とする。</p>
印刷費	<p>大会を実施する上で直接必要な印刷物 （実施要項、競技別プログラム、報告書、ポスター、パンフレット、チラシ等） 印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む</p>	<p>・見積書</p> <p>・契約書（20万円未満の場合は請書でも可）</p> <p>・納品書</p> <p>・請求書</p> <p>・領収書（または銀行振込伝票）</p> <p>・作製印刷物配布先等一覧（様式6）</p> <p>単価・部数の明細がないものは不可</p>	<p>・証拠書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 （「市町村名」や「市町村 連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外とする。）</p> <p>・JKA補助事業である表示がない印刷物の経費は対象外とする。 （詳細は【KEIRINマークの表示について】参照）</p> <p>・1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 契約書の写しを提出すること。 1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</p> <p>・領収書に但し書きがないものは対象外とする。</p> <p>・印刷費として計上した印刷物については、現物を2部提出すること。</p> <p>・1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</p> <p>・コピー代は対象外とする。</p> <p>・印刷業者に依頼した経費に限る。</p>
会場費	<p>会場借上げ、会場設営等、会場使用に関わる経費</p>	<p><会場借上げ> 施設所有者（管理者）が発行する</p> <p>・使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの 使用許可書等に料金単位が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。</p> <p>・領収書（または銀行振込伝票）</p> <p>-----</p> <p><会場設営等></p> <p>・見積書</p> <p>・契約書（20万円未満の場合は請書でも可）</p> <p>・請求書</p> <p>・領収書（または銀行振込伝票）</p>	<p>・開閉会式、競技会、会議に係る会場使用料を対象とする。</p> <p>・証拠書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 （「市町村名」や「市町村 連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外とする。）</p> <p>・証拠書類は、「使用月日」及び「国体ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。 例：「但し、令和〇年〇月〇日、国体ブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」</p> <p>・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。 明細が不明な場合は対象外とする。</p> <p>・看板代等は、作成した看板にJKA補助事業であることの表示がない場合は対象外とする。 （詳細は【KEIRINマークの表示について】参照）</p> <p>・看板等作成した場合は、看板の写真を提出すること。</p> <p>・会場設営（看板代等含む）業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 契約書の写しを提出すること。 1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</p> <p>・備品（イス、机等）は、機材・備品借上料に計上する。</p> <p>・光熱水費（冷暖房代等）は対象とする。</p>
機材・備品借上料	<p>期間中一時的に借上げるための経費</p>	<p>・見積書</p> <p>・契約書（20万円未満の場合は請書でも可）</p> <p>・請求書</p> <p>・領収書（または銀行振込伝票）</p>	<p>・証拠書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。 （「市町村名」や「市町村 連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外とする。）</p> <p>・1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 契約書の写しを提出すること。ただし、会場備え付けの物品を借上げる場合は、この限りではない。 1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</p>

各証拠書類に「大会期間」と「令和5年度国体ブロック大会△△競技□□種目」を記載してください。